

施策目標個票

(国土交通省28-④)

施策目標	地籍の整備等の国土調査を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 主要業績指標126については、目標達成に向けて順調に推移しているが、主要業績指標125については、目標に近い実績を示していないため、「④進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	主要業績指標125については、平成28年度には実績値が52%となったが、平成31年度までの目標(57%)に照らすと、目標達成に向けて今後一層の取組が必要である。 主要業績指標126については、平成28年度の実績値が88.5%となっており、平成31年度までの目標100%に向け、順調に進展している。
	次期目標等への反映の方向性	主要業績指標125については、市町村等による地籍調査への支援のほか、国直轄の基本調査の実施、国土調査法第19条5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を推進していくとともに、予算・人員体制の確保や地域住民に対する啓発等を行うよう市町村等に働きかけを行っていく。また、新技術の地籍測量への積極的な導入による作業の効率化や、政策課題等を考慮した実施対象地域の重点化による地籍整備の効果的な実施の徹底にも取り組んでいく。 主要業績指標126については、目標達成に向け引き続き推進していく。

業績指標	125 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		31年度
		49%	50%	51%	51%	51%	52%	B	57%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	126 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		31年度
40.3%		60.9%	70.7%	77.0%	83.8%	88.5%	A	100%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-				

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	11,868	11,604	11,684	11,457	
		補正予算(b)	3,013	2,860	3,260	-	
		前年度繰越等(c)	4,054	3,164	2,670	-	
		合計(a+b+c)	18,935	17,628	17,614	11,457	
		<0>	<0>	<0>	<0>		
	執行額(百万円)	15,506	14,666				
	翌年度繰越額(百万円)	3,164	2,670				
不用額(百万円)	265	291					

※28年度以降の予算額・執行額等には、社会資本整備総合交付金等を含む。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成29年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	地籍整備課(課長 野原弘彦)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	----------	--------	----------------	----------	---------

業績指標 125

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合*

評価

B	目標値：57%（平成31年度） 実績値：52%（平成28年度） 初期値：49%（平成21年度）
---	---

（指標の定義）

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。）の割合

（目標設定の考え方・根拠）

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）においては、地籍調査対象地域（286,200 km²）のうち、地籍調査の未実施地域（146,147 km²）を対象とし、大規模な国・公有地等の優先度が低いと想定される地域以外の地域を優先的に地籍を明確にすべき地域（約50,000 km²）として整理している。その地域のうち、平成31年度までに地籍調査を実施する予定の地域（約21,000 km²）の進捗率（57%）を目標値とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- 国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）
- 国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）
- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定 平成28年8月24日一部変更）
 - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である（第2の2都市再生に関する施策の基本的方針）
 - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（同上）
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更）
 - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する（7（2）③シ）
- 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）
 - ・被災前における緊急輸送路の整備等の防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する（第3章2（12））
- 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）
 - ・地籍整備（略）を含む情報基盤の充実等を行う（第2章3.（3））
- 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）（中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」）
- 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）
 - ・地震や豪雨等に備えた地籍調査の推進（IV.（3））等
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）
 - ・復興事業と連携した地籍整備の促進（第1部1.（4））
 - ・土地境界が不明確になった地域における地籍情報の復旧支援事業と連携した地籍整備の促進（第1部2.（1）④）
 - ・国土の実態を適正に把握するため、（略）地籍整備の推進等を行う（第2部1.（3））
 - ・国民が継続的に正確な位置情報を利用できるよう、（略）土地境界等を明確にしておくための地籍整備を推進する（第2部3.（1）①）

【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）「第2章に記載あり」

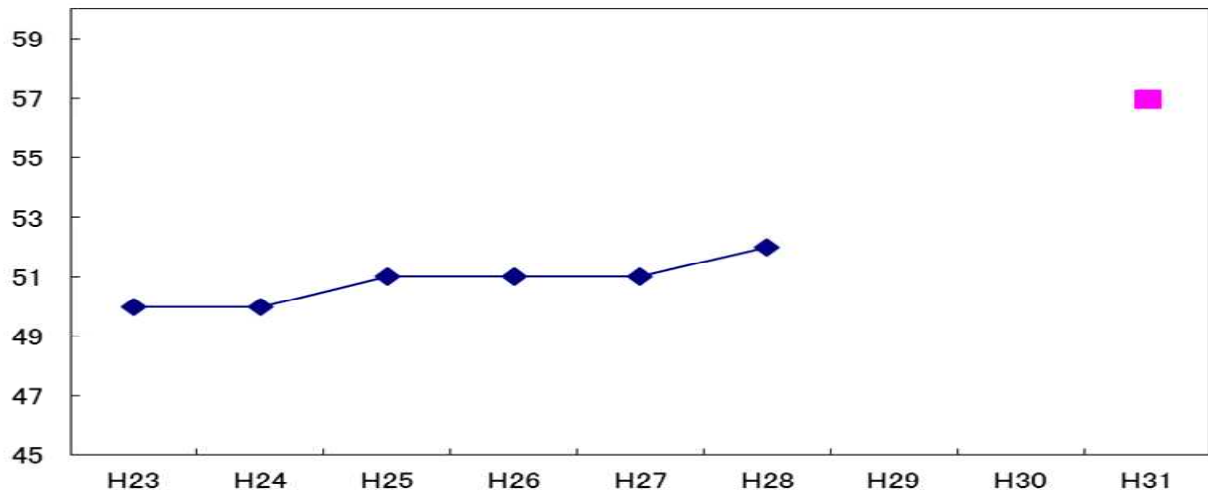
【その他】

- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）
 - ・土地の境界の明確化を推進する（5（1）③（iv））

過去の実績値					（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	
50%	51%	51%	51%	52%	

(単位：%)

地籍調査実施地域の面積の割合



主な事務事業等の概要

①地籍調査 (◎) 平成 27 年度予算額：13,490,731 千円、平成 28 年度予算額：13,618,000 千円

※平成 28 年度予算額のうち 4,300,000 千円は、社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分。

地籍調査は国土調査法等に基づいて実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるもの。主な実施主体は市町村であり、国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 となっている)。地籍調査の実施により土地の境界を明確にすることは、大規模災害に備えた事前防災対策の推進、被災後の復旧・復興の迅速化、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進等に貢献する。

②基本調査 (◎) 平成 27 年度予算額：400,838 千円、平成 28 年度予算額：551,761 千円

基本調査は国土調査法等に基づいて都市部と山村部においてそれぞれ実施する。都市部では官民の境界情報(道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報)を調査し(都市部官民境界基本調査)、また、山村部では、主要な土地境界情報(三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報)を調査する(山村境界基本調査)。基本調査の成果は、後に市町村等により実施される地籍調査の基礎情報として活用され、地籍調査を一層促進する。

③地籍整備推進 (◎) 平成 27 年度予算額：244,659 千円、平成 28 年度予算額：113,937 千円

国土調査法第 19 条第 5 項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定する制度の活用により、地籍調査以外の測量成果を地籍整備に積極的に活用する。特に都市部における地籍調査の進捗率が遅れているため、平成 22 年度からは都市計画区域内等における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成(地籍整備推進調査費補助金)を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を機動的に活用することとしている。

④基準点測量等 (◎) 平成 27 年度予算額：226,844 千円、平成 28 年度予算額：120,825 千円

翌年度に地籍調査の実施を予定している地域のうち、国家基準点が不足しており、地籍調査の実施が困難な地域について、地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえた上で、国(国土地理院)が設置点数や設置場所を精査し、四等三角点等を設置する。地籍調査等に必要な基準点を適切に整備することにより、これら事業を円滑に進めることができ、地籍整備を一層促進する。

⑤土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連) (◎) 平成 27 年度予算額：223,000 千円、平成 28 年度予算額：246,816 千円

被災地における地籍調査の成果を最大限に活用しつつ、復旧・復興の迅速化が可能となるようにするため、以下のような地籍調査の実施状況に合わせて自治体を支援する。

地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施を支援

地籍調査が実施中の地域 地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援

地籍調査が未実施の地域 国直轄による官民境界調査や市町村等による地籍調査の実施により土地境界情報を整備し、その成果を活用した復旧・復興の円滑な実施を支援

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成28年度には進捗率が52%となったが、平成31年度までの目標(57%)に照らすと、目標達成に向けた状況は順調でなく、地籍整備を推進する一層の取組が必要である。

(事務事業等の実施状況)

①地籍調査

- ・大規模災害に備えた事前防災対策の推進、被災後の復旧・復興の迅速化、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進等に資する地籍調査を重点的に支援した。
- ・平成28年度より、従来からの地籍調査費負担金による地籍調査事業のほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備総合交付金における関連事業)を新たに創設し、社会資本整備に先行等して地籍調査を実施することで、政策効果の高い地籍調査を推進した。
- ・GNSS測量や高性能な測量機器を用いた効率的かつ高精度な地積測量を可能とする地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)の改正を行い、その普及啓発を実施し、より円滑な地籍調査の実施を推進した。

②基本調査

- ・市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備を推進した。
- ・特に南海トラフ地震に伴う津波による被災想定地域において、都市部官民境界基本調査を優先的に実施した。

③地籍整備推進

- ・国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用を促進し、地籍整備を推進した。地籍整備推進調査費補助金をより有効に活用するため、平成28年度より、本補助金の申請方法等の問い合わせ対応や申請予定案件の内容に関する連絡調整等を現地に精通した地方整備局等においてよりきめ細やかに行うようにし、地方公共団体及び民間事業者等からの測量成果の提供がより円滑に行われるようにした。

④基準点測量等

- ・地籍調査等に必要な基準点を適切に整備した。また、平成27年度より、地籍調査において、国土地理院が管理している電子基準点のみを与点とする効率的なGNSS測量手法を導入し、新たな四等三角点等を設置することなく、地籍調査を実施することが可能となったため、市町村等に対し、当該手法の普及啓発を実施し、より円滑な地籍調査の実施を推進した。

⑤土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連)

- ・被災地における地籍調査の実施状況に合わせ、測量成果の補正を実施するなど、被災自治体の早期復興に貢献した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度には進捗率が52%となったが、平成31年度までの目標(57%)に照らすと、目標達成に向けた状況は順調でなく、地籍整備を推進する一層の取組が必要であるため、Bと評価した。

地籍整備は、土地所有者の立会いによる筆界の確認や高精度の測量等を行うため、相当程度の時間・費用を要する性質のものであるが、財政事情の深刻化、地方公共団体の実施要望の増加等の予算上の課題や、山村部における土地所有者の高齢化・不在村化、密集市街地など筆数・関係者が多くより手間がかかる都市部における実施件数の増加等の調査実施上の課題等により、地籍整備を円滑に実施することがこれまで以上に難しい状況となっている。

このような状況の中、引き続き、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、市町村等による地籍調査への支援のほか、国直轄の基本調査の実施、国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。また、予算・人員体制の確保や地域住民に対する啓発等を行うよう市町村等に働きかけを行っていく。

さらに、地籍整備の推進に当たっては、効率的・効果的な地籍整備を図る取組を進めることが重要であることか

ら、GNSS 測量等の新技術の地籍測量への積極的な導入による作業の効率化や、政策課題等を考慮した実施対象地域の重点化による効果的な地籍整備の実施の徹底などに取り組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局地籍整備課（課長 野原弘彦）

業績指標 126

土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積*

評価

A

目標値：100 %（平成31年度）
 実績値：88.5 %（平成28年度）
 初期値：40.3 %（平成23年度）

（指標の定義）

人口集中地区及び周辺の区域（18,000k㎡。国土調査事業十箇年計画の目標値。）に占める土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した区域に係る陸域面積の割合とする。

（目標設定の考え方・根拠）

土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件等の情報を誰もが容易に把握・活用できるように、過去からの土地の状況の変遷に関する情報を整備するとともに、各行政機関が保有する災害履歴情報等を幅広く集約し、総合的な情報として利用しやすい形で提供することを目的に、国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として「土地履歴調査」を平成22年度より実施し、平成31年度までに100%の達成を目標とする。

なお、当目標値は第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）において設定された目標値である。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）「第2部1.（1）①に記載あり」

【閣決（重点）】

なし

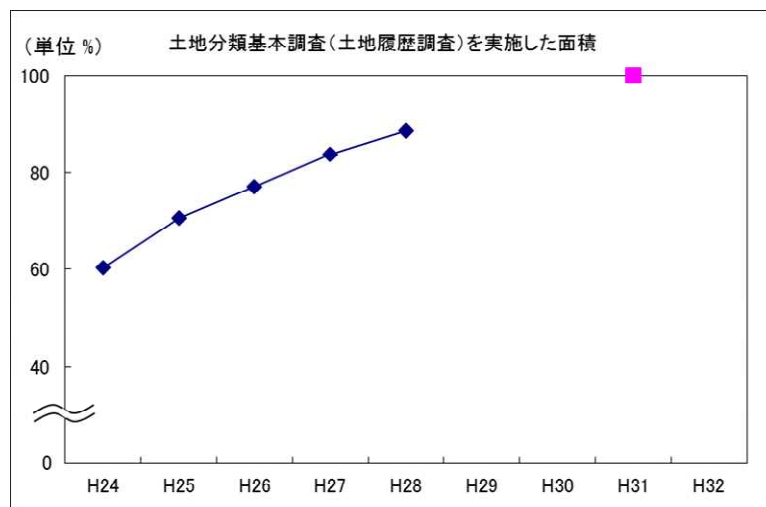
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H24	H25	H26	H27	H28
60.9	70.7	77.0	83.8	88.5



主な事務事業等の概要

- 土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施
土地本来の自然条件や改変履歴、災害履歴等に関する情報を整備・提供する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施。
予算額：53百万円（平成27年度）
52百万円（平成28年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度までは三大都市圏を整備していたため、整備面積量が大きく、大幅に進捗したが、平成26年度から目標年度までは三大都市圏以外の地方圏において調査を実施している。平成26年度以降、前年度と比較した進捗は7～5%で上昇しており、計画どおり順調に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

平成28年度は、九州地区等において調査を実施し、当該調査の成果となる人工改変地の分布や改変前の自然情報を整備した人工地形及び自然地形分類図、自然災害による被害の履歴情報を整備した災害履歴図などの地図及び簿冊の取りまとめを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述の通り、平成28年度の実績値は88.5%であり、計画どおり順調に進捗している。また今後も計画達成に向け残りの対象地区について事前に情報収集等を行うなど、適切に調査を実施していくこととしているため「A」と評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局国土情報課（課長 青戸 直哉）
関係課：なし